

00613

# 鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A5判

昭和十六年十二月九日  
第千二百九十一號  
火曜日

## 縣令

鳥取縣知事 八田三郎

◇鳥取縣令第七十號  
大正十年二月鳥取縣令第六號道路取締令施行細則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十六年十二月九日

第十四條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
第一項輪帶幅ノ制限ハ當分ノ間中車ハ一寸四分以上小車ハ一寸以上ト爲スコトヲ得

## 告示

### ◆鳥取縣告示第九百四十三號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケルラムネ及サイダーノ卸賣價格左ノ通指定ス  
昭和十五年八月鳥取縣告示第六百五十八號ハ之ヲ廢止ス  
昭和十六年十二月九日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

卸賣業者最高販賣價格

圓

八一〇

六八五

中玉（九勺入）  
小玉（七勺五寸入）

種別  
一 ラ ム ネ  
一 打

(中味價格)

鳥取縣公報

圓  
六八五

00614

小供ラムネ（三勺入）

二 サイダー

(一) 二合瓶詰品

種別

單位

卸賣業者最高販賣價格

一級

四打

一〇、五一

二級

四打

九、五一

(二) 一合瓶詰品

四打

七、二九

(イ) サイダーの瓶詰品ノ一級トハ左記銘柄品ヲ謂ヒ二級トハ其ノ他ノモノヲ謂フ

生産者名

大日本麥酒株式會社

リボンシトロン、金線サイダー、三矢サイダー、三矢レモン、ナボリ  
ン、三矢平野水

麒麟麥酒株式會社

キリンレモン、キリンシトロン、キリンサイダー、キリンタンサン  
ミヨシノレモン、ミヨシノサイダー、ミヨシノタンサン

櫻麥酒株式會社

ボルド、パリジヤン、エビスサイダー、米サイダー、メリーサイダー  
バーム、バームレモン、ロツキーサイダー、バームタンサン

株式會社大倉商店

ダイヤモンドレモン、ダイヤモンドオレンジ、ダイヤモンドシトロン  
ダイヤモンドレモン、ダイヤモンドオレンジ、ダイヤモンドシトロン

バーク飲料株式會社

エール、馬蹄印布引タンサン  
白鶴サイダー、ミカドサイダー、ナニハシャンパン

アサシヲ飲料株式會社

三菱サイダー、エムケーシトロン  
アサシヲサイダー日東鑄泉株式會社  
松田工業株式會社  
アサシヲ飲料株式會社  
株式會社北海屋商店  
忠北天然炭酸株式會社北海屋レモン、北海屋シトロン  
ウイルキンソンタンサン及同味附品  
クリスタル

(ロ) 本表價格ハ賣方ト同一市町村内ノ買方ニ對シテハ持込價格ニシテ其ノ他ノ市町村内ノ買方ニ對シテハ賣方最寄驛渡又ハ之

二準ヅル場所渡ノ價格トス

## ◆鳥取縣告示第九百四十四號

昭和十五年十二月鳥取縣告示第九百六十六號（柳行李ノ販賣價格指定ノ件）中左ノ通改正ス

昭和十六年十二月九日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

附記 三ノ次ニ左ノ如ク加フ

四 本表小賣價格ニハ物品稅ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

## ◆鳥取縣告示第九百四十五號

昭和十六年八月鳥取縣告示第六百五十五號蔬果實ノ最高販賣價格指定中左ノ通改正ス

00615

00616

昭和十六年十二月九日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

だいこんノ備考「葉附ハ上記ノ七掛價格トス」トアルヲ削リ

附記 ロ ヲ左ノ如ク改ム

ロ 本表價格ハ取引慣習ニ依ル荷造包装費ヲ含ムモノトス但シ冷蔵用又ハ輸出用ノ特別梱包ヲ爲ス場合ハ其ノ實費ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

小賣業者ニ於テ箱籠等ノ容器ニ詰メ販賣スル場合ハ内容蔬菜果實ノ額ノ一割ノ範圍内ニ於テ包装費ノ實費ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

「ト」ノ次ニ左ノ項ヲ加フ

チ 本表品種中物品稅法第一條第一種二十八ニ掲タル物品ノ本表價格ハ物品稅ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス但シ加算スペキ額ガ錢ニ滿タザル端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツルモノトス

## ◆鳥取縣告示第九百四十六號

昭和十六年十一月三十日左ノ通り定置漁業ヲ免許セリ

昭和十六年十二月九日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 免 許 ノ 番 號 免許第貳貳九號

二 免 許 ノ 年 月 日 昭和十六年十一月三十日

三 漁 業 權 者 鳥取縣西伯郡崎津村大字崎津五八二番地

山 口 大

00617

四 漁 場 ノ 位 置 鳥取縣西伯郡崎津村大字大崎字善吉後用水川中道西三千三百七十八番一 地先

五 漁 業 ノ 種 類 及 名 稱 定置漁業枠網類漁業鉛巻網

六 漁 瘦 物 ノ 種 類 ぼら、くろだひ、すじき、さより

七 漁 業 ノ 時 期 至十四年四月一日

八 漁 業 権 存 續 期 間 自昭和十六年十二月一日

九 條 件 制 限 一日没ヨリ未明迄ノ間幅網ノ一端ニ水面上高サ二米ノ位置ニ赤色標識燈ヲ掲揚スペシ

二 知事必要アリト認ムル時ハ追而條件制限ヲ附シ若ハ既ニ與ヘタル免許ヲ取消スコトアルベシ

## ◆鳥取縣告示第九百四十七號

左記村負債整理委員會ヲ廢止セリ

昭和十六年十二月九日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

岩 美 郡 本 庄 村  
氣 高 郡 大 和 村

## ◆鳥取縣告示第九百四十八號

東伯郡社村不入岡第三耕地整理組合長同副長左ノ通選任ノ件認可セリ

昭和十六年十二月九日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

東伯郡社村大字不入岡

組合長 山本 豊信

東伯郡社村大字和田

鳥取縣知事 八田三郎

指定年月日 昭和十六年十二月三日

## ◆鳥取縣告示第九百四十九號

當管内ニ於ケル健康保険歯科醫左ノ通指定セリ

昭和十六年十二月九日

診療所所在地 氏名

鳥取縣知事 田三郎

指定年月日 昭和十六年十二月三日

## ◆鳥取縣告示第九百五十號

昭和十六年八月鳥取縣告示第六百三十八號(薪ノ販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス  
昭和十六年十二月九日

東伯郡八橋町大字八橋四二六 離尾定義

鳥取縣知事 八田三郎

指定年月日 昭和十六年十二月三日

一 縣内消費薪ノ附記(四)ヲ左ノ如ク改ム

(四) 松薪、屑薪ニシテ本表規格ニ該當セザルモノ、最高販賣價格ハ松薪、屑薪共長二尺胴廻三尺五寸ノモノ、体積割合ニ依リ算出シタル額トス

00619

## ◆鳥取縣告示第九百五十一號

昭和十五年四月鳥取縣告示第二百三號飲用牛乳ノ販賣價格中左ノ通改正ス

昭和十六年十二月九日

鳥取縣知事 八田三郎

八

田

三

郎

〔瓶裝一合入一本○、〇九〕トアルヲ  
〔瓶裝一合入一本○、一〇〕ニ改ム

## ◆鳥取縣告示第九百五十二號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年十二月九日

鳥取縣知事 八田三郎

八

田

三

郎

一 組合其ノ他之ニ準ズルモノ、名稱及地區

(イ) 名稱 全日本ゴム車輪協會鳥取縣支部

(ロ) 地區 鳥取縣二圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ荷馬車、手車製造及販賣ヲ營ム者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

00618

00620

(イ) 額

(縣外移入品)

荷馬車後輪鐵板式質通車

ブレーキ及ブレーキドーム付一輪

三二二×六タイヤ用ノモノ  
シャフト二時角

三一九〇〇

右車軸ヲ重量積載用トシテ二時五分シャフトニ取替ル時ハ右價格ヨリ二十圓高トス

品種別

小賣業者最高販賣價格

貴重車用木ホイール

四〇〇一六タイヤ用ノモノ  
シャフト一時五分角

八四〇〇

右車軸ヲハルンタイヤ用ホイルト取替ル時ハ右價格ヨリ二十五圓高トス

註 本表價格ハタイヤ、中袋ナシノ組立テタル價格トス

本表價格ハ小賣業者店先渡價格トス

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年十二月九日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ協會支部事務所及構成員ノ營業所ニ掲示スベシ

## ◆鳥取縣告示第九百五十三號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル砂糖ノ最高販賣價格左ノ通指定期定ス

昭和十五年四月鳥取縣告示第二百三十五號及昭和十六年六月鳥取縣告示第四百七十五號及昭和十六年十二月鳥取縣告示第九百二十四號

00621

ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年十二月九日

鳥取縣知事 八田三郎

種類

銘

柄

卸賣價格(業者最高)

圓

○圆

一五

精白

雙

A No 2 級

同格品

製T, AX, SL, AT, AB, AC, 三〇O, WL, 特FC

FC, MO, MB, ES, EK, B, C, EI, BB, KE, KB

TSS, SKA, OS, OA, MA, MX, H<sub>2</sub>, HO, HB, KAKX, SHF, SAE, ♦<sub>2</sub> ♦<sub>2</sub>

No.1, 美X, 三〇M

二九、六四

○' 三三一

SK, 三〇E, YZ, EY

三〇、五〇

○' 三三一

SA

三一、四四

○' 三三一

MR, HR, KR

二九、九四

○' 二九

No. 3, 美I, 三〇P, ♦<sub>3</sub> ♦<sub>3</sub>

一八、六四

○' 二九

No. 4, 美N

一八、〇四

○' 二〇

KD, TST, OBL級

特白

車双

60622

上白車雙 TAB, TBU級

同格品 DSA, DSX, M, F, ESA, ESB, TSIII

SKB, OBA

分密三溫 同

OB

11K' 大四

O' 11K

11K' 四四

O' 11K

00623

角糖 同挽糖 黑糖

大日本製糖株式會社製品級

115封度バラ  
1封度紙函入115箇1封度バラ  
1封度紙函入一箱

百斤

O' 11K

117  
114

O' 11K

111  
118

O' 11K

00624

白下糖 沖繩由下糖 特等

同 同 同 同 二等

三等

等外

焚白下糖 金黒天印級

別製焚白下糖 金別製

金別製 金別製 金別製

一本表價格ハ砂糖消費稅込賣方店先渡價格ニシテ卸賣業者最高販賣價格ハ麻袋、布袋、紙袋若ハ笈入(氷砂糖ニ付テハ木箱、紙箱入)ノ價格トス

二 卸賣業者ガ直接業務用消費者ニ業務用砂糖ヲ販賣スル場合ハ卸賣業者最高販賣價格ニハ一斤當一錢ノ範圍内ニ於テ運賃實費ノ加算ヲ爲スコト得ルモノトス

二二、九六 ○、二六  
二三、六六 ○、二六  
二四、四六 ○、二五五  
二五、二六 ○、二五五  
二一、六六 ○、二四五  
二一、七四 ○、二五  
二五、五四 ○、二八五  
二二、七五 ○、二八五

00625

## 窓明け運動

## 通風採光施設に助成金

(衛生課)

報

例して進歩せず、結核病に侵されて若死する青壯年の年々多くなりつゝあるのはまことに殘念なことである。

よつて縣ではこれら的事を心配して種々の施設をして居るのであるが、昨年來これが豫防の一方策として國費の助成を得て「窓明け運動」を開始し、通風採光の不完全な家屋の壁を窓にするもの、並に小窓を擴大するものは一戸に對し十圓から三十圓の範圍で助成金を出して居り、町村でもこれと同額か或はそれ以上の金額を補助してこの運動に協力して居られる所があるが、まだ充分知られて居ない爲か補助申請をする人が少いのは遺憾である。

今年も今日までに補助申請があつたのは未恒村の四十五戸(七百三十圓)を筆頭に、中私都村の三十戸(三百二十圓)大郷村の二十六戸(二百六十圓)上小鴨村の四戸(百圓)のほか、智頭町・河

原町・由良町・大村・八上村・佐治村・小鹿村等東の方の僅か十ヶ町村百二十戸であつたことは、周知方が足らぬ爲かも知らぬ大切であるかを理解しなかつた關係で、日光の充分に射し込まない家屋が甚だ多く、又農家では戸障子が閉され勝である結果血色のよくない人が多い。隨つて衛生文化が交通文化の發展に反比

縣にはまだ國からの助成金も相當残つて居るから、この際至急

00626

に警察署なり巡査駐在所なり、或は町村役場で其の手續を尋ねて申請し、直に衛生的な住居に改善して健康な身体をつくり、豫防することの出来る結核病などといふ悲惨な病氣に罹らぬやうにして生活の安定と幸福の増進をはかられたいものである。

X X X

大麥稈麥鈎病 同 四分の一 同 三〇錢  
小麥菌核病 同 四分の一 同 二六錢  
小麥鈎病 同 三分の一 同 三六錢  
の助成金を交付して病害防除の實を擧げ、増産目的達成に邁進することになつてゐるから、次の防除要項によつてその完璧を期せられたい。

## 麥類病害の防除に就て

撒布藥劑費に對し助成金交付

防除に努めて増産を確保せよ

(農務課)

各農家に於ては麥增産について懸命の精進を續けられ、二毛作可能地の積極的作付はもとより、未犁地荒蕪地の開発、桑園等の整理による播付等非常な努力をつくして麥戦闘に奮闘されたのであるが、今後これらの作付せられた麥類の病害防除に努めてその被害を輕減し、米の減收による食糧補填の爲に増産を確保することは最も重要な事柄である。

縣ではこの麥類病害防除の爲に各農會を通じて所要藥劑費に對し

大麥 稗麥 菌核病 藥劑購入費の四分の一程度 一反當 三五錢

薬劑撒布は殊に効果が顯著であるから、根雪二十日以前及び直前の二回を目標としては非年内に行ふやうにする。  
薬剤は六斗式石灰ボルドー液、クボイド一封度を水八斗に溶解したもの、又は王銅一封度を水八斗に溶解したものいづれかを用ひし、一回量反當六斗乃至八斗を噴霧機又は如露で麥の莖葉及び土壤に撒布するのである。

### 二 鈎病及白瀆病

晩播するに從つて晚出來となつて發生が多くなるから適期播種

を行ひ、素肥料の過用を避け、又最終の追肥、運らさぬことが必要である。

薬剤は四月下旬乃至五月下旬の間に撒布するのであつて、撒布回數は二一三回とする。一回では充分効果を擧げ得ぬ場合が多いから必ず二回は行はねばならぬ。

防除薬剤はボーメ比重〇、四度液の石油硫黃合劑一〇〇倍液ラバサイト又はソイド四〇〇倍液を反當一回量一石乃至一石五斗、噴霧機で莖葉に充分行き亘るやう撒布する。

X X X

## 要轉業者滿洲入植の実

(社會課)

大東亞共榮圈の根幹として、日滿支一體の基底を固める滿洲開拓の事業は着々進行して、既に本年を以てその第一次計畫五ヶ年十萬戸入植目的を達成し、いよいよ明年より第二次計畫二十二萬戸入植の實現に進むわけであるが、この時に當つて我が國に於ける經濟機構變更に伴ふ中小商工業者の轉職による滿洲開拓民は刻下の理想的一方策として逐次その實現を見つゝある。

これについては既に本欄に於ても記したのであるが、こゝに、進んでこの大陸歸農滿洲開拓民として渡満しようとする要轉業者

諸君の爲に、その入植の手引として概要を記して参考に資することとする。

一 資 格 入植前の職業は何でもよいのであるが、大体五十歳未滿の徵兵検査終了者であること、身體強健意志堅固であつて、農耕に堪え得る者であることが必要である。

二 訓 練 滿洲開拓民は大体に於て開拓農民であるから、まず、相當の体力と困苦缺亡に堪え得る精神力の涵養が必要である。依つて我が國に於ても相當長期(約四十五日間)に亘る適切なる事前訓練が施される。訓練所は各府縣の開拓民訓練所であつて、訓練期間中必要に應じ若干の家族援助資金並に訓練所への往復旅費及び宿泊料が支給される。又滿洲現地に於ても特別の補導訓練が行はれることになつてゐる。

三 入植編成要領 先住の既設開拓團の中で収容餘力のあるもの及び團の基準戸數の擴張可能なものには關係地方出身の要轉業者が補充開拓民(團員)として入植することが出来るが、要轉業者がその職域又は一定地域を基準として集團開拓民を編成する場合にはこれを特設開拓團として送出する。

そしてその編成は營農指導を充分ならしめるため輔導農場を設定し、また團建設に必要な特技者を適宜加入させることになつてゐる。

**四 指導員** 従來の例にならつてこれを養成訓練の上で配置するが、なるべくそれ／＼の編成機關で自主的に推薦する建前がとられる。

機械・器具・使用人まで含めて、工場を移駐し、下請工場として働いて行く工業開拓民もある。

業者として渡済する  
受けねばならない。  
係親工場で協議の上辻  
合中央會が行ふことに  
六 政府の補助

六 政府の補助その他 補助金としては政府は一戸當り一千四百圓乃至一千五百圓を支給し、補充開拓民に對しては個別的補助及び共同産業施設補助で計約一千圓の補助がある。但し補助金は開拓團で纏めて取扱ふことになつてゐるから、各自には渡航費の外現金は渡されない。

## 七 現地に於ける保護・援助その他の開拓團には團長

に傷痍員々各施設の人所者に對する慰問、慰藉の歎意が動々もすれば稀薄にならうとする傾向の見受けられるのは聖戰目的達成上甚だ遺憾なことである。

又傷痍軍人は再起を目指し、戦没軍人の遺族は鬼もすれば崩壊折れ勝な心を振り起してそれ／＼の職域に精勵してゐるのであるが、之等の方々に對して事變當初に於ける如く聊かも變らないところの慰問、慰藉を行ふことは、我々統後にある國民の絶対に忘れてはならない務めなのである。

銃後奉公會、各學校、各種團體等に慰問、慰藉の促進方に付き協力指導を求めていた。

線に對する慰問、慰藉等が消極的となりたるやの傾向があるやうに見受けられるが、右制限は解除せられたので從前通り慰問

文 懇問、慰藉等を委託するやう指導すること  
二 最近の出征者に付て防諺等の關係上歓送等が制限せられたゝ  
め、之が家族に對する援護に付き從前の出征者と差別を生ずる  
が如きことのないやう指導すること

合緒——し、一時的に終らず永續的に實施すること。  
四 慰問、慰藉等は、兎角形式に流れる虚れなしとせざるに付き  
出征軍人、傷痍軍人、戦没軍人等に對する國民的感謝の具現と  
して自發的ななさしめるやう指導に努めること

五 慰問品の發送に付ては郷土關係部隊のみに偏することなく、  
一時的に終らず永續的に實施すること。

軍人・遺族家族・傷病兵の

(社會課)

# 軍人・遺族・家族・傷病兵の 慰問、慰藉を怠るな

(社會課)

の外農事・畜産・醫保・經理・保健の各指導員を駆在させ、又小學校・病院等も設ける。  
又、土地は開拓民一戸當り凡そ十町歩の耕作地が分譲されるが未墾地が多いのでトラクター等で次々に開墾して行くのである。その他相當面積の山林や放牧地・採草地が園の總所有地として割當てられる。

00630

# 兵器獻納資源回收、運動醸出金報告

金

額

町村名

西伯郡大篠津村

氣高郡東郷村

西伯郡崎津村

◎文部省一般推薦圖書

一金拾參圓參拾錢  
一金拾八圓九拾參錢

東伯郡三朝村  
日野郡溝口町

一金五圓八拾參錢  
一金貳拾參圓八錢

△國民娛樂の問題  
栗田保之助著  
昭一六・八・一  
栗田書店發行  
B列六號 三〇八頁  
二七〇二圓四十錢

一金拾壹圓五錢  
一金貳拾五圓參拾錢

△印度思想史  
昭一六・八・一  
大東出版社發行  
B列六號 三八一頁  
二四〇二圓八十錢

一金參圓五拾錢  
一金八圓參拾參錢

△東亞と世界  
昭一六・六・一  
改造社發行  
B列六號 二四〇二圓三十錢  
太田三郎著  
蠟山政道著

一金參圓四拾五錢  
一金八圓四拾五錢

△日露権太外交戰  
昭一六・八・一  
改造社發行  
B列六號 三五〇二圓三十錢  
太田三郎著  
蠟山政道著

一金四圓  
一金貳拾貳圓四拾七錢

△病氣をめぐつて  
昭一六・八・一〇  
羽田書店發行  
B列六號 二一五〇二圓四十錢  
緒方富雄著

一金八圓七拾五錢  
一金拾貳圓九拾貳錢

△日露権太外交戰  
昭一六・八・一  
興文社發行  
B列六號 二一五〇二圓二十錢  
太田三郎著  
蠟山政道著

一金四圓各六錢

昭和十六年十二月九日印刷  
昭和十六年十二月九日發行